

○経済産業省告示第二百二十七号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）第九条の二第二項、第九条の三第二項、第十条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月十二日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期限

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第九条の二第二項の規定により令和二年度に提出することによつて行うものとする一般化学物質等の製造数量等の届出、同規則第九条の三第二項の規定により令和二年度に提出することによつて行うものとする優先評価化学物質の製造数量等

の届出、同規則第十条第二項の規定により令和二年度に提出することによつて行うものとする監視化学物質の製造数量等の届出及び同規則第十五条第二項の規定により令和二年度に提出することによつて行うものとする第二種特定化学物質の製造数量等の届出の期限は、令和二年七月三十一日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。